

參考資料

外国人の増加、定住化、多国籍化

日本で暮らす外国人の数は年々増えており、2004年末の外国人登録者の総数は1,973,747人、日本の総人口の1.55%で、過去最高となっています。国籍別に見ると、韓国・朝鮮が607,419人で全体の30.8%、次に中国が487,470人、ブラジル286,557人、フィリピン199,394人と続いています。韓国・朝鮮は1947年には外国人登録者総数の93%を占めていましたが、1994年には50%となり、2004年には30.8%となっています。

80年代後半から90年代にかけて急激に増加した外国人労働者なども、家族を呼び寄せて子どもが学校に通ったり、日本人と結婚したりして日本で家族を形成し、定住化していく傾向にあります。また、外国にルーツのある日本人も増えています。年間1万5千人程度の方が毎年日本国籍を取得しており、親が外国籍で日本国籍をもつ子どもも毎年約2万2千人産まれています。

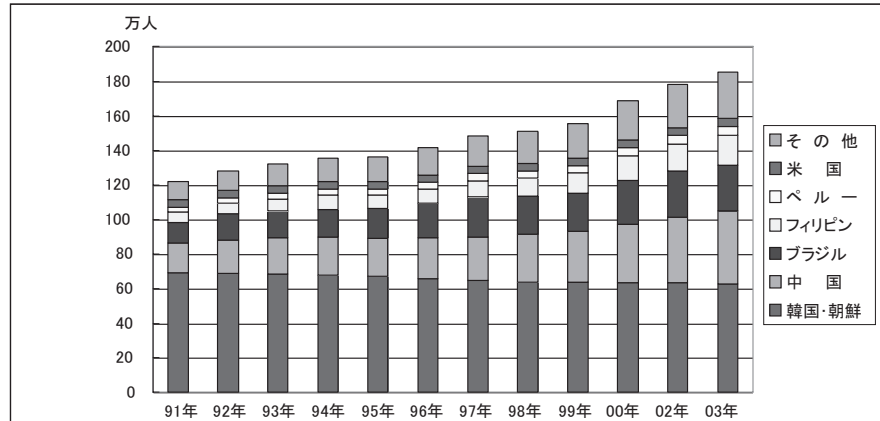


図1：日本で暮らす外国籍住民の推移

法務省入国管理局統計より作成

オールドカマーとニューカマー

オールドカマー（オールドタイマー）

明治以降、日本が台湾、朝鮮半島、中国大陸へ行った植民地支配の結果、さまざまな経緯で日本に来ることになった人たちとその子孫をオールドカマー（オールドタイマー）と呼びます。オールドカマーの多くが朝鮮半島にルーツを持つことから、在日コリアン（在日韓国・朝鮮人）とも言われています。

敗戦当時200万人ほどいたオールドカマーのうち、多くが帰国しましたが、様々な事情で帰国出来ずに日本にとどまった人が約60万人いました。現在では、4世、5世も産まれており、日本で生まれたオールドカマーが大半を占めています。2004年現在、約47万人がオールドカマーの在留資格（特別永住者）を持っています。また、年間1万人程度の人が日本国籍を取得しており、日本人と結婚し、子どもが日本国籍になるケースも多く、外国人登録者数では年々減少傾向にあります。

ニューカマー

1980年代まで外国人登録者のほとんどがオールドカマーでしたが、1980年代後半から1990年代初頭にかけて、新たに日本にやってきた人が急増しました。これらの人々をニューカマーと呼びます。ニューカマーは、日本の好景気からくる労働力不足によって主に労働者としてやってきました。1990年には「出入国管理及び難民認定法（入管法）」が改正され、日系2世、3世の日本への定住が許可されるようになってその数が増え、さらに中国帰国者の呼び寄せ家族も来日し、外国人登録者が100万人を超えました。また、留学生や、国際結婚も増加しています。

在留資格

日本に在留する外国人は、入管法が定めた27種類の在留資格のうちいずれかを得なければなりません。在留資格とは、日本での滞在や就労などの活動について、その範囲や許可される内容を決めたもので、大きく2種類にわかれます。但し、査証免除協定のある国から来た人は、短期・観光に限り、在留資格の必要がありません。

在留資格と活動の制限

「(一般・特別)永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」の4つの在留資格は、就労を含めて、日本での活動に入管法上の制限がありません。それ以外の在留資格は、日本での特定された活動について在留を許可されるもので、基本的には、許可されたこと以外の活動は禁止されています。このうち就労が認められている在留資格は全部で16種類(表1を参照)あります。また、「文化活動」「短期滞在」「留学」「就学」「研修」「家族滞在」の6種類の在留資格で滞する人は基本的には就労することができません。ただし、法務大臣から資格外活動の許可を受ければ、許可された時間内でのアルバイトは可能です。

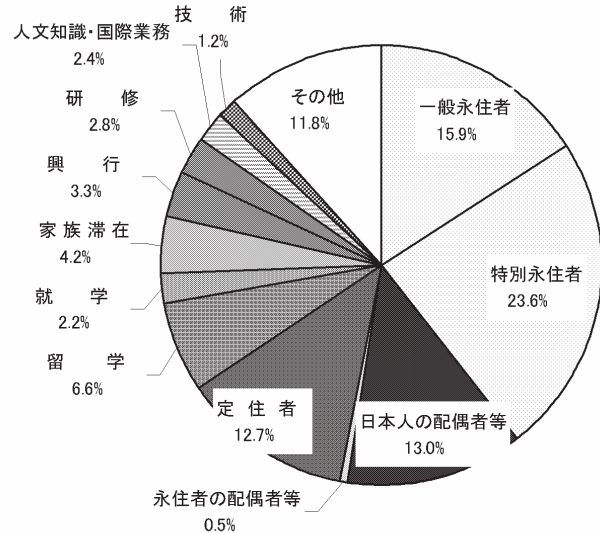


図2 在留資格別外国人登録者割合 (2005年)

法務省入国管理局「平成16年末現在における外国人登録者統計について」(2005年)より作成

表1 在留資格の種類と内容

	在留資格	主な対象	在留期間
日本での活動に制限がある在留資格	外交	外交官	外交を行う期間
	公用	大使館で働く人	公用活動を行う期間
	教授	大学教授	3年又は1年
	芸術	音楽家、美術家、作家	同上
	宗教	宣教師、僧侶	同上
	報道	報道記者	同上
	投資・経営	貿易商	同上
	法律・会計業務	外国の弁護士、会計士	同上
	医療	医師・歯科医師	同上
	研究	研究機関等の研究員	同上
	教育	小学校等の語学教員	同上
	技術	エンジニアなど理学、工学の専門家	同上
	人文知識・国際業務	法律学、経済学の専門家	同上
	企業内転勤	外資系企業の社員	同上
就労以外の在留資格	興行	エンターテナー	1年、6月または3月
	技能	外国料理のコックなどの職人	3年または1年
	文化活動	収入を伴わない芸術活動	1年又は6月
	短期滞在	観光客	90日、30日又は15日
	留学	大学の留学生	2年又は1年
	就学	日本語学校生	1年又は6月
	研修	工場で働く研修生	1年又は6月
就労に制限がない在留資格	家族滞在	留学生や日本で働く人の家族	3年、2年、1年、6月又は3月
	特定活動	技能実習生・ワーキングホリデー	3年、1年又は6月、もしくは法務大臣が指定する期間
	特別永住者	在日コリアン等、旧植民地出身者	無期限
	一般永住者	永住を申請して認められた人	
	日本人の配偶者等	日本人の配偶者、日系2世、日本人の子ども	3年又は1年
	永住者の配偶者等	永住者の外国人配偶者	3年又は1年
	定住者		日系3世、日本人の孫
		難民申請して認められた人	
		日本人配偶者と離婚後も、日本国籍の子どもを養育している人	
		在留特別許可を得て認められた人	

出入国管理及び難民認定表（別表）より作成

在留資格の手続き

在留資格の更新・変更・再入国

永住者以外の在留資格には在留期間があり、期限後も同じ在留資格で滞在する場合には、入国管理局にて在留資格の更新を行なう必要があります。必ず期限が切れる前に手続きをしなければなりません（短期滞在資格の更新は原則できないことになっています）。更新が不許可になった場合でも、在留期間が残っていれば再申請する事ができます。

なお、更新日が一日でも過ぎると更新が出来なくなりオーバーステイとなってしまうので注意が必要です。しかし、急病や災害など、どうしても期間内に更新手続きが出来なかった場合は、事情を証明する証拠を持って入管に相談すれば、特別に認められる事もあります。

「日本人の配偶者等」の在留資格を持つ人が離婚をしたり、「教育」の在留資格で公立学校の語学補助教師をしている人が、語学学校に転職する場合などは、在留資格に定められている活動ではなくるので在留資格変更の手続きが必要となります。離婚後も日本人の子どもを養育している場合には「定住者」、語学学校教員は「人文知識・国際業務」への在留資格変更が考えられます。また、日本で長く生活している人は、より安定した在留資格「永住者」への変更も条件を満たせば申請できます。但し、在留資格の変更は制限が多いので早めに手続きをすることが大切です。

(在留資格についての詳細は188ページの参考文献を参照)

災害と在留資格

外国人が日本に滞在するには在留資格が必要で、その在留資格も活動に制限があるものがあることから、災害に関する相談に際しても日本人とは異なり、在留資格が深く関わってきます。

例えば、災害時には必要書類の紛失や、交通機関の復旧の遅れなどから、入国管理局まで行けないこともあります。また、災害時には事業所閉鎖にともなう解雇や、休職を余儀なくされることもあり、在留資格の要件である仕事や収入などに問題が出てくることもあります。転職するにも、同じ在留資格で出来る仕事は限られており、職種を変える際には在留資格を変更しなければなりません。

これらの相談は、ケースバイケースなので、入国管理局に事情を説明するなどの個別対応が必要となってきました。阪神・淡路大震災時には交通機関の復旧が大変遅れたことから、期間内に更新手続きが出来なかった被災者には、期限後も更新手続きができる特別措置がとられました。

再入国許可に関しても、通常は入国管理局に行かなければ手続き出来ませんが、災害時にはいち早く帰国したい人も多くいます。阪神・淡路大震災や新潟・中越地震の際には、被災外国人がスムーズに一時帰国出来るように、空港にて再入国手続きが出来る措置がとられました。

外国人登録 (1)

日本国籍を持つ人は、戸籍や住民基本台帳によって登録・管理され、保育園や学校、健康保険、年金など様々な公共サービスを受けています。また、これを元に戸籍謄本・抄本や、住民票が発行され、様々な証明に使われます。

一方、外国人には戸籍がなく、住民票也没有ありません。外国人登録によって管理され、住民としての公共サービスを受けています。

外国人登録は、日本に90日以上滞在する外国籍住民なら、在留資格の有無や種類に関わらず、入国後90日以内、日本で生まれた場合は出生後60日以内に居住地の市区町村役所で手続きしなければならないと外国人登録法によって定められています。90日以内に帰国する短期滞在者と、外交官、在日米軍の軍人・軍属とその家族等は外国人登録の義務はありません。また、オーバーステイの人達の中には登録していない人も多くいます。登録事項は、氏名・生年月日・性別・居住地・世帯主の氏名・世帯主との続柄・職業・勤務所又は事業所の名称及び所在地・国籍・旅券番号・在留資格・在留期間等です。特別永住者と永住者は職業・勤務所又は事業所の名称及び所在地の登録は必要ありません。証明には、「外国人登録原票記載事項証明書」が戸籍謄本・抄本や住民票にあたるものとして使われています。

表2：住民基本台帳と外国人登録の違い

	日本国籍	外国籍
名 称	住民基本台帳	外国人登録
本人確認	住民基本台帳カード (任意・携帯義務なし)	外国人登録証明書(カード) (強制・携帯義務あり)
身分を証明するもの	住民票	外国人登録原票記載事項証明書

外国人登録 (2)

変更

外国人登録の内容に変更のあった場合には期間内に変更しなければなりません。氏名・国籍・職業・勤務所又は事業所の名称及び所在地・在留資格・在留期限の変更の場合は、14日以内に変更登録の申請をする必要があります。

外国人登録証明書

申請後2週間程度で外国人登録証明書（携帯カード）が発行されます。この外国人登録証明書は、16歳以上の外国人は常時携帯する必要があります。登録証明書には、写真と署名入りで、登録した情報と、外国人登録番号、切替期間、発行者などが記載されており、日本での身分証明として使われます。

外国人登録証明書の紛失・盗難

住んでいる地域あるいは紛失した場所の近くにある警察署か交番に行って「遺失届」や「盗難届」を出し、「遺失届事実証明書」や「盗難届事実証明書」をもらいます。外国人登録証明書だけでなく旅券（パスポート）や財布など貴重品の紛失や盗難にあった場合も同じです。「遺失届」や「盗難届」を出すには、電話ではなく、必ず直接警察署の窓口に行って、決められた用紙に記入しなければなりません。

その後、14日以内に「遺失届事実証明書」や「盗難届事実証明書」、パスポート、写真2枚（16歳未満なら不要）を持って、外国人登録をしている役所の窓口へ行き、事情を説明して、再交付の申請をします。登録番号が分かっている場合は、再交付の手続きがよりスムーズに行われます。汚れてしまった場合も、同様に再交付の手続きが出来ます。

外国人と社会保険 (1)

社会保険制度

健康保険や年金は、外国人も同様に加入資格があります。医療保険制度には、会社などで働く人のための健康保険、船員のための船員保険、公務員や私学の教職員などのための共済組合、自営業者などのための国民健康保険があります。年金制度には、会社などで働く人のための厚生年金、公務員や私学の教職員などのための共済組合、自営業者などのための国民年金があります。

なお、健康保険と厚生年金保険、国民健康保険と国民年金はそれぞれセットになっており、年金保険に入らずに健康保険だけ入るということは原則としてできません。

表3 健康保険と年金の種類

	会社などで働いている人とその家族	学生・自営業者・仕事をしていない人
健康保険	<p>健康保険</p> <p>この保険は労働者が1人以上いる会社は入らなくてはならず、その会社で働く人は、国籍に関わらずこの保険の対象（被保険者）になります。保険料は労働者の賃金に応じた一定の額を会社と労働者が半分ずつ負担することになっています。</p> <p>受けられる給付：療養費、移送費、疾病手当金、出産育児一時金、出産手当金、埋葬料等</p>	<p>国民健康保険</p> <p>外国籍者が国民健康保険に加入するには、外国人登録をしていること、日本での在留期間が1年以上と見込まれることなどの条件を満たす必要があります。保険料は、住民税の金額によって計算されます。</p> <p>受けられる給付：療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭料等</p>
年金	<p>厚生年金保険</p> <p>法人であれば仕事の種類に関わりなく、加入しなければなりません。保険料は労働者の賃金に応じた一定の額を事業主と労働者が半分ずつ負担することになっています。</p> <p>受けられる給付：老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金等</p>	<p>国民年金</p> <p>原則として日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人は、国籍に関係なく加入することになっています。外国籍者が国民年金に加入するには、外国人登録をしていること、日本での在留期間が1年以上と見込まれることなどの条件を満たす必要があります。</p> <p>受けられる給付：老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等</p>

外国人と社会保険 (2)

多い保険未加入者

外国人集住都市である愛知県豊田市の調査（2000年12月末）によると、外国人の加入状況は、健康保険8.0%、国民健康保険46.9%、未加入45.1%であり、全体の半分に近い人が保険に入っていないと推定されます。オールドカマーが外国人登録者の半数を占める広島市の調査（2002年・n=921人）でも、健康保険33.2%、国民健康保険51.8%、未加入13.5%、その他1.5%、と未加入が124人にのぼりました。

社会保険庁

東京都産業労働局『ポケット労働法2004』 2004年

東京都産業労働局編集発行『外国人労働者ハンドブック(英語版)』 2004年

横浜市福祉局国民年金「在日外国人と在外邦人」

<http://www.city.yokohama.jp/me/fukushi/nenkin/7-0gaikoku.html#dattai>

<http://www.sia.go.jp/>

広島市外国人市民生活・意識実態調査結果概要

<http://www.city.hiroshima.jp/shimin/jinken/tyousa/kurashi.html>

岡崎地区外国人雇用管理推進協議会、岡崎商工会議所主催「外国人雇用と共生を考える」シンポジウム講演録

<http://www.okazakicci.or.jp/work/gaikokujin/7-2gijiroku.html>

移住労働者と連帯する全国ネットワーク編『日本で暮らす外国人のための生活マニュアル 2005/2006年版』スリーエーネットワーク 2005年

年金の脱退一時金

災害により帰国する人、一時帰国のつもりが日本に再び戻らない人もいるかもしれません。帰国の際に、社会保険の手続きについて知っておくと今まで払っていた年金が戻ってくることがあります。

年金の脱退一時金

年金に入っている外国人が本国に帰国するため、厚生年金保険あるいは国民年金から脱退する場合、脱退一時金が支給されます。脱退一時金の請求書を国民年金課、または社会保険事務所でもらって、帰国後に手続きします。また、日本から出国後2年以内に請求しなければならず、次の項目を満たすことが条件となります。

- 日本国籍を有していない。
- 厚生年金保険あるいは国民年金の保険料を6カ月以上納めている。
- 日本に住所を有していない。
- 年金（障害手当金を含む）を受ける権利を有したことがない。

年金保険料納付期間が36ヶ月目までは、支払額に応じて脱退一時金が支給されますが、36ヶ月を超えると支給額は一定で、以降は25年以上払い続けて年金を受給しない限り、以降の年金保険料は掛け捨てになってしまふという問題があります。

表4 脱退一時金の額（加入期間・種類別）

加入期間	脱退一時金の額	
	厚生年金	国民年金
6カ月～12カ月	標準報酬月額 × 0.4	40,740円
12カ月～18カ月	標準報酬月額 × 0.8	81,480円
18カ月～24カ月	標準報酬月額 × 1.2	122,220円
24カ月～30カ月	標準報酬月額 × 1.6	162,960円
30カ月～36カ月	標準報酬月額 × 2.0	203,700円
36カ月～	標準報酬月額 × 2.5	244,440円

出所：横浜市福祉局国民年金「在日外国人と在外邦人」 <http://www.city.yokohama.jp/me/fukushi/nenkin/7-0gaikoku.html#dattai>

災害と雇用保険

災害により地元経済が破壊されると、倒産や解雇なども多く出てきます。特に、外国人には派遣労働者や契約社員など不安定な労働形態で働く人も多く、弱い立場上、倒産や解雇、一時待機などの相談も多くなります。離職原因が倒産や解雇など会社都合の場合、求職者給付がすぐ支給されます。また、災害の特例措置もあります。

災害時における求職者給付の支給に関する特別措置

災害により、会社が休業することとなったため、一時的に休業する人に雇用保険失業給付の基本手当が支給されます（災害救助法適応を受けた場合のみ）。

- 災害救助法が適応されている市町村にある会社で働く人
- 災害により、会社が直接被害を受け休業止することとなったため、休業しなければならなくなった人
- 休業が一時的であり、再度同じ会社で働くことが予定されている人
- 雇用保険に6ヶ月以上加入しているなど、要件を満たす人

問い合わせ先：ハローワーク（公共職業安定所）、または労働局職業安定課雇用保健

災害と労災保険

労災保険では、業務と被災との因果関係がはっきりし、通勤災害・業務災害だと認定されない限り適用されません。暴風、水害、地震などは自然災害であり、通勤災害・業務災害ではないとも思われがちです。しかし、業務との因果関係がはっきりすれば労災だと認められます。つまり、災害の原因が業務にあった場合や、自然災害と業務があいまって被災した場合は業務災害だと認められます。

阪神・淡路大震災時の労働省（当時）の見解（95年1月30日付 事務連絡第4号）による業務災害・通勤災害認定基準は以下の通りです。

<業務災害>

地震により、業務遂行中に建物の倒壊等により被災した場合にあっては、作業方法や作業環境、事業場施設の状況などの危険環境下の業務に伴う危険が現実化したものと認められれば業務災害となる。

<通勤災害>

通勤に通常伴う危険が現実化したものと認められれば、通勤災害となる。

具体的には、

- ・ 飲食店員が調理中に地震に遭いやけどした。
- ・ 地震により商品が落下して打撲した。
- ・ 建設作業をしている時に地震でブロック塀が崩れて重傷を負った。
- ・ 地震により作業場が倒壊して重傷を負った
- ・ 地震による土砂崩壊によって事業者が埋没して被災。
- ・ バス運転手が地震による落石で被災。
- ・ トラック運転手が走行中に地震に遭い、高速道路の崩壊により被災。
- ・ 地震により、工場又は倉庫から屋外へ避難する際の災害。
- ・ 地震により、避難の途中に車庫内のバイクに衝突して被災。
- ・ 通勤途中に列車利用中、地震により列車が脱線して被災。
- ・ 通勤途中に歩道橋を渡っている際に地震に遭い、足をとられて転倒して被災。
- ・ ビルの地下の飲食店で働く店員が集中豪雨により水が地下に入り込み水死した。

災害と労災保険

以上が、阪神大震災、新潟中越地震、福岡沖地震、福岡集中豪雨などの際に実際に認められたケースです。
(毎日新聞1999年10月7日・西日本新聞2005年5月7日・労働省労働基準局補償課長より都道府県労働基準局労災主務課長宛事務連絡第4号1995年1月30日)

2005年3月20日の福岡沖地震では、労災申請のうち9割の70件が労災と認められました。(西日本新聞2005年5月7日)

労災が認定されると、治療費の全額、休業中の賃金補償、障害が残った際にも障害補償などがあるので、仕事中に自然災害に遭った場合は、労災の可能性を考えると良いでしょう。

避難場所と避難所

広域避難場所（大規模避難場所）

地震で火災が発生・拡大した時の避難先となる場所。大規模な火災からも身を守る十分な広さのある場所として、大きな公園などが市区町村によってあらかじめ定められています。

一時避難場所

災害が起こった時に一時的に身を守るために避難する場所。また広域避難場所へ移動するための集合場所となります。

避難所（収容避難所）

自然災害等により住居等を失うなど、継続して救助を必要とする市民に対し、宿泊、給食等の生活機能を提供できる学校など。各自治体が指定します。

収容避難所を予備避難所、広域避難場所と収容避難所をまとめて指定避難所と言ったり、災害弱者避難所など細かく分類したり、すべてをまとめて避難所と言ったり地方自治体によって名称や用途が多少異なります。

避難所の運営

地域の町会（町内会）、小中学校、行政などが中心となり、各避難所で避難所運営委員会、避難所運営管理協議会といった組織が作られ運営されているケースが多いです。物資供給、救護、情報連絡など各役割が分担され、災害時に備えたマニュアルなども作られています。

外国人と避難生活

外国人住民にとって避難所での生活は、異なる文化を持つ人々との共同生活となります。どこまで土足で入って良いのか、救援物資は一人何個までもらえるのか、何時以降は静かにすべきなのかといった、これまでは同じ文化の中で「常識」に委ね、ルールを定めていなかったことでも、異なる文化を持つ人々との共同生活では、相互に説明する必要性が生じます。避難所の表示やルールを多言語化する事によって、小さなトラブルは避ける事ができます。

また、異文化コミュニケーションに詳しい人材がいれば、誤解や情報不足によるトラブルが発生したときに役に立ちます。避難所には外国人だけではなく、障害者や高齢者、乳幼児など、多様な人たちが避難しているという事を、避難所運営者に理解してもらう事が大切です。

避難生活が長引けば、先行きの見えない不安から外国人、日本人かかわらずストレスがたまります。外国人にとっては言葉が通じない事もあり、日本人よりもさらに心理的にも厳しい状況に置かれるため、単に情報を伝えるだけではなく、母国語によるカウンセリングなど、心のケアも重要となります。

避難生活が長期間に及ぶと、肺炎や風邪などもおきやすくなります。感染症や、エコノミークラス症候群への対策についても、多言語で情報を提供しておくことが求められます。

主要参考文献

- ・東京都産業労働局『ポケット労働法2004』2004年
- ・東京都産業労働局『外国人労働者ハンドブック（英語版）』2004年
- ・財団法人法律扶助協会調査室『外国人のための日本の暮らしと法律Q&A100』エディックス 2000年
- ・特定非営利活動法人多文化共生センター『災害時に役立つ！ 通訳・翻訳ボランティアハンドブック』2006年
- ・移住労働者と連帯する全国ネットワーク『日本で暮らす外国人のための生活マニュアル 2005/2006年版』2005年

参考サイト

- ・厚生労働省 <http://www.dbtk.mhlw.go.jp/toukei/index.htm>
- ・社会保険庁 <http://www.sia.go.jp/>
- ・法務省 <http://www.immi-moj.go.jp/>
- ・激甚災害時における雇用保険法による求職者給付の支給の特例に関する省令（昭和39年7月11日労働省令第十八号）
最終改正：平成16年3月29日厚生労働省令第五三号
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S39/S39F04101000018.html>
- ・新潟県労働局職業安定課雇用保健係「災害時における雇用保険失業給付の特別措置について」
<http://www.pref.niigata.jp/sangyorodo/sangyo/web/rousei/default/koyouhoken-tokurei.pdf>
- ・「兵庫県南部地震における業務上外等の考え方について」 1995年01月30日 事務連絡第4号 労災補償部補償課長／
都道府県労働基準局労災補償課長
<http://www.joshrc.org/~open/files/19950130-001.pdf>
- ・横浜市役所 <http://www.city.yokohama.jp/me/fukushi/nenkin/5-8itizi.html>
- ・広島市外国人市民生活・意識実態調査結果概要 <http://www.city.hiroshima.jp/shimin/jinken/tyousa/kurashi.html>
- ・岡崎地区外国人雇用管理推進協議会、岡崎商工会議所主催「外国人雇用と共生を考える」シンポジウム講演録
<http://www.okazakicci.or.jp/work/gaikokujin/7-2gijiroku.html>

**災害時語学サポーターのための
用語集・表現集・関係資料**

平成18年(2006年) 8月発行

発行:財団法人自治体国際化協会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2

新霞が関ビル19階

TEL.03-3591-5483

FAX.03-3591-5346

<http://www.clair.or.jp>